

熊本県有明海区漁業調整委員会
第504回議事録

令和3年（2021年）7月9日開催

第504回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和3年(2021年)7月9日(金) 午後2時から

開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 藤森隆美 西川幸一 平山泉
小森田智大 八塚 夏樹 佐小田眞智子

(欠席委員) 浜口多美雄

(漁業取締事務所) 機関長 松村俊 技師 石沢恭久

(水産振興課) 主幹 鮫島守 主幹 長山公紀

(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史
参事 郡司掛博昭 技師 東海林明

議 事

(1) 議題

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

事務局

定刻になりましたので、第504回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第504回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」及び「漁業法関係法令集」という資料を1部お配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長をお願いします。

議長

改めまして、こんにちは。本日は、足元の悪い中、出席いただき、ありがとうございます。それでは、ただ今から第504回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は西川委員と小森田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。現在、知事許可漁業の中目流し網漁業、げんしき網漁業、かに網漁業及び囲い刺し網漁業について、4漁協から新規の漁業許可の要望があります。

熊本県漁業調整規則、以下規則とありますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されていますので、今回、要望のあった4つの漁業について諮問させていただきます。

次に、今回諮問させていただく制限措置の内容について具体的に説明いたします。

まず、中目流し網漁業から説明いたします。冊子を開いていただきまして、上から3枚が本日諮問する漁業に関する日本漁具漁法図鑑から抜粋した資料になります。1枚目の表面にこのしろ流し網漁業とありますが、これが現在の中目流し網漁業になります。潮流に対して垂直方向に漁具を設置しまして、網に刺さった魚を漁獲する漁法になります。主に、アジ、コノシロ等を漁獲する漁法です。

ホッチキス止めの資料の4ページをご覧ください。

中目流し網漁業については、2種類の制限措置の公示を予定しております。

操業区域は、1つ目の制限措置が荒尾市牛水及び玉名郡長洲町の地先である有共第2号、同第3号及び熊本有明海の中央に位置する共有の共同漁業権である第21号共同漁業権漁場内となっています。各共同漁業権の位置については、冊子の上から4枚目の共同漁業権連絡図でご確認ください。2つ目の区域が、宇土市網田地先の有共第19号及び同第21号共同漁業権漁場内となっています。

漁業時期は、1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び馬力数は、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数が定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、それぞれ2隻となっています。

漁業を営む者の資格は、1つ目の制限措置が、玉名郡長洲町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者、2つ目の制限措置が宇土市戸口町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和3年（2021年）7月23日から令和3年（2021年）8月2日までを予定しています。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）11月30日までとし、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。中目流し網漁業については、以上です。

次に、げんしき網漁業の制限措置になります。げんしき網の漁具は冊子の上から1枚目の裏面と2枚目の表面に記載があります。沈子部、おもりが付いているところですが、その部分の網を折り曲げて袋状にしているのが特徴であり、主にエビ類を漁獲します。

ホッチキス止めの資料資料5ページをご覧ください。表の見方は先ほどの中目流し網漁業と同様です。

操業区域は熊本有明海、漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、船舶の総トン数は5トン未

満、推進機関の馬力数は定めなしとなっています。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格は熊本市西区小島下町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、中目流し網漁業と同様、令和3年（2021年）7月23日から令和3年（2021年）8月2日までを予定しています。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）2月28日までとしています。また、許可をするに当たって付す条件は、同じ操業区域の既存の許可と同様となっております。げんしき網漁業については以上です。

残りのかに網漁業及び囲い刺し網漁業についてはまとめて説明させていただきます。

冊子の上から2枚目の裏面、3枚目の表面に資料を掲載しています。日本漁具漁法図鑑にかに網の掲載がありませんでしたので、同じ固定式刺し網のくちぞこ刺し網漁業の資料で代えさせていただきます。流し網漁業と異なりまして、図にもありますが、海底に錨等で固定し、接地する漁法になります。囲い刺し網漁業については、3枚目の裏面のこのしろ狩り刺し網漁業をご覧ください。図のように網を設置し、海面を叩いたりして網の中に追い込んで漁獲する漁法になります。

ホッチキス止めの資料6ページ及び7ページをご確認ください。

操業区域は、かに網漁業が、有共第2号、同第3号、及び同第21号共同漁業権漁場内、囲い刺し網漁業が玉名市岱明地先の有共第4号共同漁業権漁場内となっております。

漁業時期、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、許可又は起業の認可をすべき船舶の数、漁業を営む者の資格はそれぞれの表のとおりとなっております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は中目流し網漁業と同様、和3年（2021年）7月23日から令和3年（2021年）8月2日までを予定しています。許可の有効期間についても、中目流し網漁業と同様、それぞれの漁業種類の有効期間に合わせて設定し、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

西川委員 すみません。中目流し網漁業やげんしき網漁業というのは、熊本県では、定数漁業でしたよね。両漁業について、どのくらい許可数があるのでしょうか。

水産振興課 水産振興課です。中目流し網漁業については、熊本県有明海域で大体70から80、げんしき網漁業について、150ほど許可が出ております。

西川委員 中目流し網漁業は、申請してもすぐに許可いただけないものなのでしょうか。定数なものですから。その辺はどうなんでしょうか。

水産振興課 漁業許可取扱方針で、許可数の上限を設定しておりますけど、現在、余裕は40ほどありますので、申請いただければ、必要なものについては許可を出していくこととなります。また、不要なものについては、たんす許可にならないようきちと返していただく、こういった形で行っていきたいと思います。

西川委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 他に何かありませんか。はい、木山委員。

木山委員 今の質問に追加ですけど、許可数と実際に漁業を行っている漁業者の数が違うのではないかと思うんですけど。
例えば、許可だけ持っていて、網を持っておらず、漁業もしていない方もいらっしゃる。この辺りの把握や点検を県の方ではされているのでしょうか。

水産振興課 水産振興課です。点検の御質問がありましたけど、今のところ点検は行っておりません。全体的な話をまずさせていただきます。
本日御審議いただいている知事許可漁業になりますが、許可には、大臣許可漁業、県知事が許可する知事許可漁業、また、漁業権漁業と申しまして、漁業権を持っている漁協が承認する漁業があります。あと、もう一つは漁業者であれば、着業が自由にできる、自由漁業と申しますけど、延縄漁業等があります。
今回、話になっているのは、県が所管する知事許可漁業になります。漁業法の改正があり、その時に熊本県の漁業調整規則も変えており、

併せて、知事許可漁業のあり方について、本委員会と一緒に再検討させていただきました。その中で、木山委員がおっしゃったように、昔は、定数漁業と非定数漁業としておりましたが、定数漁業については、たんす許可になっている漁業許可もあり、本当に許可を受けて漁業をしたい人ができないというご意見もあり、どのようにするか、この委員会も含めて御検討していただいたところです。

その中で決めたのは、全体として許可数の上限を設定し、真に漁業許可が必要な方については、委員会に諮問した上で、手続きをきちっと踏みながら実施する。漁協でも間違いなく着業するか検討した上で、要望を挙げていただき、真に漁業許可が必要という判断を行い、許可を出すといった形にしております。

また、不要な許可は返していただく形にもしております。今、木山委員からは、不要な許可について、ちゃんと返しているかチェックしていますかという御質問だったと思います。

法改正が令和2年12月に行われ、数カ月経過したところですが、これから不要な許可については、漁協を通じて返していただくという作業をお願いしていくことと思います。

現在、真に許可を受けて漁業をしたい方については、漁協でしっかり意思を確認し、委員会に諮って着業ができるような形になったところです。

今、有明海において、中目流し網漁業で、たちうおが獲れております。どうしても今、目の前に魚が多くいるものですから、許可を早く取りたいということで、申請がずっと挙がってきているところですが、漁協には、許可が出てから、着業するよう併せてお願いしているところです。

これから不要な許可のチェックについては、漁協にお願いしながら返してもらおうという作業をしていきたいと思っております。以上です。

議長

いいですか。木山委員。

木山委員

はい。ありがとうございます。

まあ、法律が改正されてすぐということもあり、無理な点もあると思いますが、今後、若い人たちが漁をしたいということであれば、しっかりと対応していかないといけないと思うんですね。

定数漁業ということで、ある程度人数が決められていると思いますが、その点はチェックしていただいて、また、私たち漁民も同じで

すけど、しっかりチェックして、必要な方に許可を与えられるような方向性をとっていただきたいと思います。

宜しくお願いいたします。

議長

他に何かございませんか。

ないようですので、第1号議案の審議に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

各委員

はい。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

異議なし。

議長

なければ、これで第504回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。どうも、お疲れ様でした。